

小笠原（父島・母島）における景観に配慮した
公共施設整備指針

平成27年3月



目次

1	本指針について	1
1)	策定の背景と目的	1
2)	更新の目的	1
3)	対象施設の定義	2
4)	本指針の位置付けについて	2
5)	本指針の運用について	3
2	本指針の基本方針	6
3	本指針の対象及び枠組み	9
4	公共施設の整備指針	10
(1)	都市基盤施設等	10
①	道路施設	10
②	河川	21
③	港湾施設	24
④	公園	25
⑤	工作物	32
(2)	その他施設	37
①	安全施設（柵・ガードレール／照明器具）	37
②	サイン	38
③	駐車スペース・駐輪スペース	41
(3)	建築物	45
<参考資料>		
1	公共施設整備の位置付け	58
2	小笠原の景観施策の構成	58
3	色彩基準	59
1)	色彩基準の考え方	59
2)	ゾーン図	60
3)	色彩リスト	68
4	推奨樹種リスト	72
5	公共施設の現況及び課題	74
6	東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（抜粋）	83
7	小笠原国立公園管理計画書（抜粋）	85
8	モデルプラン	88
9	景観に配慮した公共施設整備の主な事例	90
10	小笠原における景観に配慮した公共施設整備指針検討体制	92